

賃貸住宅・駐車場 経営者のみなさまへ 償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

★ 償却資産とは…？

土地、家屋を除く有形で事業用の資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費にされるものをいいます。

これらの資産を、所得税、法人税の確定申告において必要経費に算入されるものは、必ず償却資産の申告が必要となります。

詳しくは、別添「償却資産(固定資産税)申告の手引」を参考にしてください。

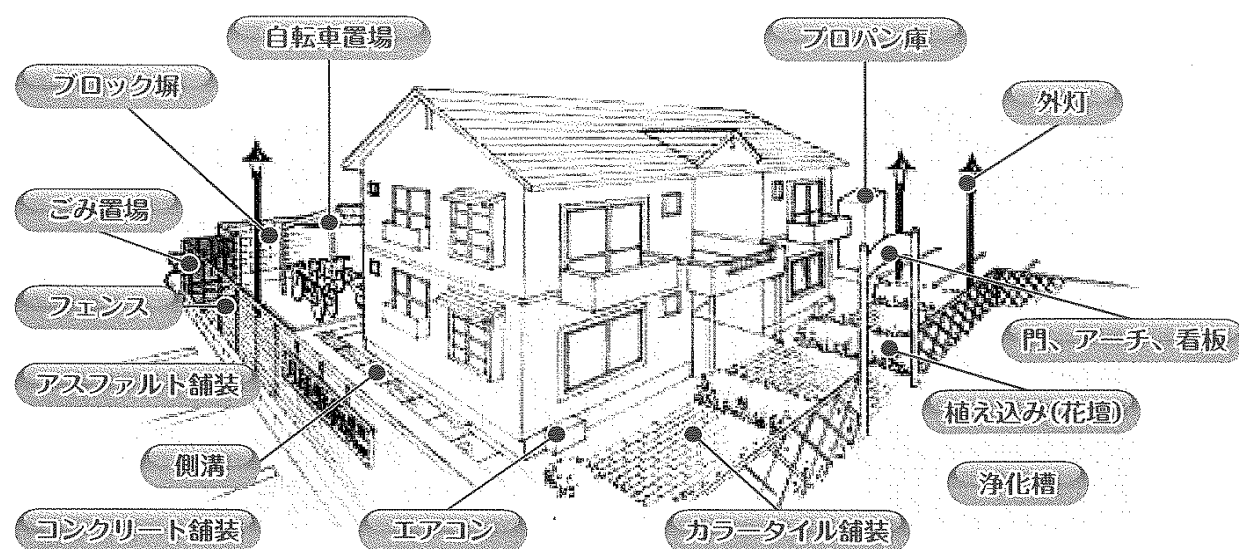
★ 償却資産の申告をしていただく方は…？

毎年1月1日現在、茨木市内に事業用の償却資産を所有または賃貸している個人又は法人です。

★ 賃貸住宅や駐車場を営んでいる場合、どんなものが償却資産の対象となるの？

緑化施設や駐車場部分のアスファルト舗装等をした場合、それに要した費用が償却資産の対象となります。

例えば、次のようなものが償却資産として申告の対象となります。 ※家屋は別途課税されます。



上記のほかにも設置型の太陽光発電設備や屋外の電気設備、給水設備、排水設備等も対象となります。

★ 提出書類は…？

○償却資産の申告書 ○種類別明細書

※ 詳しくは、別添「償却資産(固定資産税)申告の手引」を参考にしてください。

★ 申告期限は…？

毎年1月31日(土曜日、日曜日の場合は翌月曜日)です。

※ 申告期限直前になりますと、受付が大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

★ 実地調査について

市では、全事業所を対象に申告内容が適正かどうかの調査を実施しています。申告している人だけではなく、未申告の方にも実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。

【お問合わせ・提出先】

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市 総務部 資産税課 家屋係 (本館2階11番窓口)
TEL (072)-622-8121 内線2265~2267